

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人東京工業大学の役員報酬・給与等について(令和6年4月～令和6年9月)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国立大学法人東京工業大学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、国家公務員ほか、人数規模が同規模(本学約1,700人)である民間企業の役員報酬を参考とした。

- ・事務次官年間報酬額・・・23,235,000円
- ・民間(人数規模1,000人以上3,000人未満)における役員報酬額・・・36,138,000円

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長

学長の報酬支給基準は、基本給、都市手当及び期末特別手当から構成されている。
国立大学法人東京工業大学役員報酬規則に則り、基本給は月額1,110,000円とし、都市手当は基本給に100分の18.8を乗じて得た額(208,680円)としている。
期末特別手当についても、国立大学法人東京工業大学役員報酬規則に則り、期末特別手当基礎額(基本給月額+都市手当の月額+基本給及び都市手当の月額に100分の20を乗じて得た額+基本給月額に100分の25を乗じて得た額)に、令和5年度については、12月期より、0.05月分引き上げ改訂をした100分の170を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

理事

理事の報酬支給基準は、基本給、都市手当、通勤手当及び期末特別手当から構成されている。
国立大学法人東京工業大学役員報酬規則に則り、基本給は月額763,000円～898,000円とし、都市手当は基本給に100分の18.8を乗じて得た額(143,444円～168,824円)とし、通勤手当は上限55,000円としている。
期末特別手当についても、国立大学法人東京工業大学役員報酬規則に則り、期末特別手当基礎額(基本給月額+都市手当の月額+基本給及び都市手当の月額に100分の20を乗じて得た額+基本給月額に100分の25を乗じて得た額)に、令和5年度については、12月期より、0.05月分引き上げ改訂をした100分の170(61歳に達する日の属する年度以後の理事にあつては、100分の114)を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
令和6年1月から、国家公務員の給与の改定に準じた基本給月額の引き上げを実施した。

理事(非常勤)

理事(非常勤)の報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されている。国立大学法人東京工業大学役員報酬規則に則り、非常勤役員手当は、常勤役員の基本給月額を基に、当該役員の勤務形態等を考慮して学長が定めることとしている。

監事

監事の報酬支給基準は、基本給、都市手当、通勤手当及び期末特別手当から構成されている。

国立大学法人東京工業大学役員報酬規則に則り、基本給は月額708,000円とし、都市手当は基本給に100分の18.8を乗じて得た額(133,104円)とし、通勤手当は上限55,000円としている。

期末特別手当についても、国立大学法人東京工業大学役員報酬規則に則り、期末特別手当基礎額(基本給月額+都市手当の月額+基本給及び都市手当の月額に100分の20を乗じて得た額+基本給月額に100分の25を乗じて得た額)に、令和5年度については、12月期より、0.05月分引き上げ改訂をした100分の170を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

令和6年1月から、国家公務員の給与の改定に準じた基本給月額の引き上げを実施した。

監事(非常勤)

監事(非常勤)の報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されている。国立大学法人東京工業大学役員報酬規則に則り、非常勤役員手当は、常勤役員の基本給月額を基に、当該役員の勤務形態等を考慮して学長が定めることとしている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 11,073	千円 6,660	千円 3,161	千円 1,252 (都市手当)		令和6年9月30日	※
A理事	千円 8,982	千円 5,388	千円 2,557	千円 1012 25 (都市手当) (通勤手当)		令和6年9月30日	※
B理事	千円 9,053	千円 5,388	千円 2,557	千円 1012 94 (都市手当) (通勤手当)		令和6年9月30日	※
C理事	千円 9,147	千円 5,388	千円 2,557	千円 1012 188 (都市手当) (通勤手当)		令和6年9月30日	*
D理事	千円 9,055	千円 5,388	千円 2,557	千円 1012 96 (都市手当) (通勤手当)		令和6年9月30日	※
E理事 (非常勤)	千円 1,530	千円 1,530	千円 0	千円 0 ()		令和6年9月30日	※
F理事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 0 ()		令和6年9月30日	
A監事	千円 7,166	千円 4,248	千円 2,016	千円 901 (都市手当) (通勤手当)		令和6年9月30日	
B監事 (非常勤)	千円 954	千円 954	千円 0	千円 0 ()		令和6年9月30日	

注1: 本学は令和6年10月1日、国立大学法人東京医科歯科大学と統合したため、令和6年4月から令和6年9月分までの報酬等について記載した。

注2: 「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注3: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立大学法人東京工業大学では、創立150周年を迎えようとする2030年を目処に「世界トップ10に入るリサーチユニバーシティ」を目指し、平成28年度には大規模な教育改革、研究改革、マネジメント改革の大学改革に精力的に取り組む、基礎研究の成果に基づく実学の府としての高い実績と我が国の国立大学随一を自負する国際水準のガバナンス体制を確立し、引き続き体制強化に努めている。また、平成30年3月に世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる大学として、文部科学大臣から指定国立大学法人の指定を受け、現在はその構想実現のために一丸となって対応している。さらに、国際的に卓越した教育研究拠点として社会と共に活力ある未来を切り拓くことを目指し、令和6年10月に同じく指定国立大学法人の指定を受ける国立大学法人東京医科歯科大学との統合に向かっている。

そうした中で本学の学長は、職員数約1,700名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担い、強いリーダーシップを発揮している。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138,000円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235,000円と比べてもそれ以下となっている。

また、本学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138,000円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235,000円と比べてもそれ以下となっている。

こうした民間企業の役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

理事(非常勤)の年間報酬額は、勤務日数等を考慮して比較すると、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138,000円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235,000円と比べてもそれ以下となっている。

こうした民間企業の役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138,000円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235,000円と比べてもそれ以下となっている。

こうした民間企業の役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

監事(非常勤)の年間報酬額は、勤務日数等を考慮して比較すると、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138,000円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235,000円と比べてもそれ以下となっている。

こうした民間企業の役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 9,664 (59,586)	年 6 (42)	月 6 (6)	令和6年9月30日	1.1	※
理事A	千円 8,061 (48,300)	年 6 (40)	月 6 (6)	令和6年9月30日	1.1	※
理事B	千円 該当なし	年	月			
理事C	千円 3,100	年 2	月 6	令和6年9月30日	1.1	*
理事D	千円 2,066	年 1	月 8	令和6年9月30日	1.1	※
理事E (非常勤)	千円 6,764 (47,567)	年 6 (42)	月 6 (0)	令和6年3月31日	1.0	※
理事F (非常勤)	千円 該当なし	年	月			
監事A	千円 該当なし	年	月			
監事B (非常勤)	千円 該当なし	年	月			

注1:法人の長、理事Aおよび理事E(非常勤)については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	当該法人の長は、本学の長期目標である「世界最高の理工系総合大学の実現」のため、創立150周年を迎えようとする2030年を目処に「世界トップ10に入るリサーチユニバーシティ」を目指し、平成30年度に世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる大学として、文部科学大臣から指定国立大学法人の指定を受け、その構想実現のために大学一丸となって対応した。さらに、国際的に卓越した教育研究拠点として社会と共に活力ある未来を切り拓くことを目指し、令和6年10月に同じく指定国立大学法人の指定を受ける国立大学法人東京医科歯科大学との統合を実現した。 当該法人の長の業績勘案率については、これら業務に対する本学への貢献度及び国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案したうえで経営協議会の議を経て1.1と決定した。
理事A	当該理事は、企画担当理事として、特に人事面における大学のガバナンス改革・強化に貢献した。また、筆頭理事として教育、研究、大学運営のほぼ全てについて法人の長を支える役割を果たすとともに、国立大学法人東京医科歯科大学との統合の実現など、本学の運営に大きく貢献した。 当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する本学への貢献度及び国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案したうえで経営協議会の議を経て1.1と決定した。
理事B	該当者なし
理事C	当該理事は、財務担当理事として、本学の財務状況を分析し、財務面における大学のガバナンス改革・強化に貢献した。また、田町キャンパスの再開発等、大学の更なる発展に資するプロジェクトを推進するとともに、国立大学法人東京医科歯科大学との統合の実現など、本学の運営に大きく貢献した。 当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する本学への貢献度及び国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案したうえで経営協議会の議を経て1.1と決定した。
理事D	当該理事は、研究・ダイバーシティ推進担当として、特に、本学の統合後のブランディングの確立に注力するとともに、国立大学法人東京医科歯科大学との統合の実現など、本学の運営に大きく貢献した。 当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する本学への貢献度及び国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案したうえで経営協議会の議を経て1.1と決定した。
理事A (非常勤)	当該理事は、研究担当理事として、本学の研究の状況を分析し、本学の強みである研究分野の強化に貢献した。また、技術職員やURA制度の拡充等、研究者の環境整備を推進するとともに、国立大学法人東京医科歯科大学との統合の実現など、本学の運営に大きく貢献した。 当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する本学への貢献度及び国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案したうえで経営協議会の議を経て1.0と決定した。
理事B (非常勤)	該当者なし
監事A	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考える。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

本学においては、平成16年より期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の評価結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができることとしているが、今後も継続して実施する。

Ⅱ 職員給与について

本学の職員給与の支給水準については、国立大学法人東京医科歯科大学と統合したため、令和6年10月から令和7年3月分の東京科学大学役職員の給与水準の公表において水準を公表していることから、本項については省略することとした。

III 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 14,403,083	千円 14,647,433	千円 7,553,886	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 1,321,765	千円 818,166	千円 756,132	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 6,561,509	千円 6,905,851	千円 3,764,920	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 2,674,194	千円 2,750,988	千円 1,417,127	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 24,960,553	千円 25,122,439	千円 13,492,067	千円	千円	千円

注1: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。
注2: 本学は令和6年10月1日、国立大学法人東京医科歯科大学と統合したため、令和6年4月から同年9月分までの人件費について記載した。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」は、令和6年度の人事院勧告に準拠した給与改定により職員一人あたりの給与額が増えたこと、職員数の増加等により、対前年度比3.14%増となった。これに伴い、「最広義人件費」は、前年比7.41%増となった。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年3月から以下の措置を講じている。
役員に関する講じた措置の概要: 調整率の引下げ
平成30年3月～ 10.4625/100
職員に関する講じた措置の概要: 調整率の引下げ
平成30年3月～ 83.7/100
退職手当引き下げに係る学内説明会の実施、過半数代表や職員組合との意見交換及び規則改正に伴う意見照会等により学内の合意形成に時間を必要としたことから、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる取扱いとした。

注: 前年度比について、令和6年度は令和6年4月分から同年9月分までの額であるため、令和6年度の実額を2倍した額と、令和5年度の実額とを比較して算出した。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

定年制度及び60歳以上の職員の給与制度については、国立大学法人東京医科歯科大学と統合したため、令和6年10月から令和7年3月分の東京科学大学役職員の給与水準の公表において水準を公表していることから、本項については省略することとした。

V その他

本学の職員給与の支給水準については、国立大学法人東京医科歯科大学と統合したため、令和6年10月から令和7年3月分の東京科学大学役職員の給与水準の公表において水準を公表していることから、本項については省略することとした。